

第8回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	資料5-2
平成24年1月13日(金)	

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の基本方針(案)

平成24年1月13日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

第1 基本的考え方

1. これまでの経緯

- 障害福祉サービス関係費は、義務的経費化を背景として利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上になっている。また、平成24年度予算案においても、対前年度比+16.2%の7,884億円が計上されている。
- このように障害福祉サービス関係費が着実な伸びを確保している中で、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定については、平成23年12月21日の厚生労働大臣と財務大臣との合意の中で、介護報酬改定の考え方と整合を取り、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とするとともに、改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応することとされた。
- また、民主党政調査会厚生労働部門会議障がい者ワーキングチーム(WT)が取りまとめた「当面の障がい福祉施策の推進について」(平成23年12月9日)においては、福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組の継続や、地域で暮らす障害者やその家族の支援のための夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等の提案がなされている。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、平成23年11月11日から本日まで8回にわたり、27の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスごとに現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の基本方針」は、これまでの検討の積み重ねを上記の合意等に沿って整理して、取りまとめたものである。

2. 基本的考え方

- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、「福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映」及び「障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化」の2つの基本的考え方の下で、以下の方針に沿って行うこととする。

(1) 福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映

- 良質な障害福祉サービス等には、その提供にあたる良質な人的資源の確保が不可欠である。障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組については、処遇改善を行う事業所に障害福祉サービス等報酬の中で新たに加算を設けることで、引き続き処遇改善が図られる水準を担保する。
- その際、障害福祉サービス事業所等は介護保険サービス事業所と比べて交付金の申請率が低く留まっている一方、福祉・介護職員の処遇改善を行うために必要な経費の事業規模に対する比率が高い構造があることを踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、本来の処遇改善加算の取得が困難な場合について一定の配慮を行う。
- 前回改定以降、物価は下落傾向にあることから、改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、これを原則として障害福祉サービス等の基本報酬に反映させることとする。なお、基本報酬の引下げにより福祉・介護職員の処遇が後退するのは改定全体の趣旨に反することからも、上記のとおり、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるための一定の配慮が必要となる。

(2) 障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

- 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等を行う。また、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定を行う。
- 一方で、これらの政策改定を行うためにも所要の財源を確保する必要があることから、前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえ

た効率化・重点化を行う。

第2 各サービスの報酬改定の基本方向

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 福祉・介護職員の処遇改善の確保

- 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費が事業者に交付されてきたが、これを障害福祉サービス等報酬の中で対応することとし、新たに処遇改善加算（仮称）を創設する。なお、加算率は直近のデータに基づいて設定する。
- その際、介護保険サービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、加算要件を緩和した一定額の加算（福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分）を併せて創設する。なお、この加算についても、障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかという点についての検証のための調査を行うとともに、当該検証結果を踏まえ、次回改定時にその取扱いについて検討を行うこととする。

(2) 物価の動向等の反映

- 前回改定以降の物価の下落傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直し（▲0.8%）を行う。
- その際、居宅介護の身体介護及び通院等乗降介助については、同種の介護保険サービスとの均衡を考慮して報酬単位が設定されていることから、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。また、同行援護については、昨年10月のサービス創設から間もなく経営実態に係るデータ等の蓄積もないことから、今回は物価の下落傾向の反映は見送ることとし、次回改定時に経営実態等も踏まえて検討を行うこととする。

(3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価

- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月から、介護福祉士及び研修を受けた介護職員等が、医療関係者との連携等の一定の条

件の下で、たんの吸引等を実施することができることとなる。

- 障害福祉サービス等における介護職員等によるたんの吸引等の実施については、各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援が評価されるよう、以下のとおり評価を行う。
- ・ 施設入所支援（障害者支援施設）においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定要件における「特別な医療が必要であるとされる者」に準ずるものとして、腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者を含める。
 - ・ 生活介護においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、人員配置体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定要件のうち利用者に関する要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。
 - ・ 看護職員を配置することとされていない日中活動系・居住系サービス等（*）においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。
 - * 短期入所（医療型短期入所を除く。）、共同生活介護（ケアホーム）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助（グループホーム）。なお、宿泊型自立訓練については、新たに医療連携体制加算の算定対象とする。
 - ・ 訪問系サービス（*）においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。また、特定事業所加算（Ⅰ）の算定が困難である事業所については、たんの吸引等が必要な者に対する支援体制について、利用者1人につき1日当たりの定額の加算により評価する。
 - * 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護。なお、重度障害者等包括支援においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護においてたんの吸引等を実施した場合に限り、たんの吸引等が必要な者に対する支援体制について、加算により評価する。
 - ・ 福祉型障害児入所施設においては、たんの吸引等を実施する事業所の体制を評価することとし、重度障害児支援加算の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。

- ・ 看護職員を配置することとされていない児童発達支援（主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。）及び放課後等デイサービス（主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。）においては、看護職員が直接看護の提供をせずに、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合についても、新たに医療連携体制加算の評価の対象とする。また、研修を受けた介護職員等が、看護職員の指導の下、たんの吸引等を実施した場合についても、医療連携体制加算の枠組みの中で新たに評価する。

(4) 通所サービス等の送迎の支援に係る評価

- 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業においては、通所サービス等利用促進事業により、通所サービス及び短期入所における送迎の実施について助成が行われてきたが、引き続き送迎を実施することにより利用者がサービスを利用しやすくするため、これを障害福祉サービス報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算（仮称）を創設する。
- 加算単価については、通所サービス等利用促進事業の平均的な実績を参考として設定するほか、重度の障害者の送迎など付き添いが必要な場合については、追加加算を行う。

(5) 食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成24年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成27年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。
- 宿泊型自立訓練の食事提供体制加算の加算単位について、食事の提供回数と同じ短期入所等と同水準に引き上げる。

(6) 地域区分の見直し

- 地域区分については、これまで準拠していた国家公務員の調整手当が地域手当へと完全移行したことや、これを受けた診療報酬や介護報酬における対応の動向を踏まえ、新たに国家公務員の地域手当の地域区分（7区分）を採用する。

- その際、対象地域や地域別の上乗せ割合については、国家公務員の地域手当の支給地域や上乗せ割合（18%、15%、12%、10%、6%、3%及び0%）を採用し、官署が所在しない地域のうち対象となる地域やその上乗せ割合については、診療報酬における考え方（*）を採用する。なお、地域区分を適用する市町村の区域については、直近の市町村合併を反映させる。

* 対象となっている地域に囲まれている地域や対象となっている複数の地域に隣接している地域については、隣接する対象地域の区分のうち低い区分と同様とするという考え方。

- 地域区分の見直しは、障害福祉サービス報酬の1単位単価を通じて事業所の経営や地方自治体の財政にも大きな影響を与えるものであることから、上乗せ割合が変動する地域については、激変緩和のための経過措置を設ける。具体的には、見直しの完全施行は平成27年度からとし、平成24年度から平成26年度までの間は毎年度段階的に上乗せ割合を引き上げ又は引き下げる。
- なお、障害児の地域区分については、平成18年度から国家公務員の地域手当の地域区分を段階的に導入し、平成22年度までの5年間で既に完成しており、また、児童福祉施設などのその他の児童福祉施設の地域区分が国家公務員の地域手当の地域区分を基本にしていることとの整合性を図る必要があることから、見直しを行わない。

2. 相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

(評価体系)

- 基本報酬については、介護保険制度の居宅介護支援費との均衡を考慮して設定されている現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて設定する。その際、現行の特定事業所加算の算定要件は市町村の委託要件等を除き指定要件に組み入れられることを踏まえ、特定事業所加算分を基本報酬に組み入れて、報酬単位を引き上げる。
- 新規利用開始時や支給決定の変更時の計画作成については、介護保険制度の初回加算を参考として、基本報酬を上乗せする。

(その他)

- 介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に障害福祉のサービス等利用計画の作成を求める場合であって同一の者が作成を担当する場合には、利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、報酬上、所要の調整を行う。

(2) 地域移行支援

(基本的考え方)

- 地域移行支援は訪問相談や同行支援、関係機関との調整等を一体的に実施するものであることから、報酬は包括的にサービスを評価する体系とし、計画相談支援等と同様に、毎月定額の報酬を算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績に応じて報酬を算定する仕組みとする。

(毎月の包括的なサービスの評価)

- 毎月定額で算定する報酬については、利用者への訪問による支援（訪問相談や同行支援）を週1回程度行うことを基本として、現行の補助事業において自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。算定要件については、対象者の状況により関係機関とのケア会議や連絡調整等、利用者への訪問による支援以外の業務負担が多くなる場合も想定されることから、利用者への訪問による支援を少なくとも月2回以上行うこととする。

(特に支援が必要となる場合等の評価)

- 特に業務量が集中する退院・退所月においては、さらに一定単位を加算することとし、当該加算単位については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。また、退院・退所月以外についても、利用者への訪問による支援を集中的に実施した場合については、一定単位を加算する。
- 相談支援事業者の委託等による障害福祉サービスの体験利用や一人暮らしに向けた体験宿泊についても、報酬上評価する。具体的には、一定の上限の下、支援日数に応じて算定する仕組みとし、報酬単位については、体験利用の場合は日中活動系サービスの報酬を、体験宿泊の場合は共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の体験宿泊の報酬を、それぞれ参考に設定する。

(その他)

- 中山間地域等に居住する者については、移動コストを勘案し、計画相談支援等と同様に、特別地域加算を創設する。

(3) 地域定着支援

(基本的考え方)

- 地域定着支援については、常時の連絡体制を確保するための報酬を毎月定額で算定するとともに、緊急時の支援を行った場合に支援日数に応じて実績払いにより評価する仕組みとする。

(常時の連絡体制の確保の評価)

- 常時の連絡体制の確保の報酬については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例を参考に設定する。

(緊急時の支援の評価)

- 緊急時の支援については、居宅への訪問や緊急時に相談支援事業所の宿直室等で滞在型の支援を行った場合に、支援日数に応じて報酬を算定することとし、報酬単位については、現行の補助事業で自治体が設定している補助単価の例や居宅介護の報酬を参考に設定する。

(その他)

- 中山間地域等に居住する者については、移動コストを勘案し、計画相談支援等と同様に、特別地域加算を創設する。

3. 訪問系サービス

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）における共通的事項

(サービス提供責任者の配置基準の見直し)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、サービス提供責任者の配置基準について、サービス提供責任者の主たる業務である居宅介護等計画の作成に応じた適切な人数を配置するため、サービス提供時間又は従業者の数に応じた基準から利用者数に応じた基準へと見直す。

(2) 居宅介護

(家事援助の時間区分の見直し)

- 利用者のニーズに応じた家事援助サービスが提供され、より多くの利用者が家事援助を利用することができるよう、家事援助の時間区分を30分間隔の区分けから15分間隔の区分けへと見直し、実態に応じたきめ細やかな評価を行う。

(3) 重度訪問介護

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の延長)

- 平成24年3月31日までの経過措置とされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。

(4) 行動援護

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の延長)

- 平成24年3月31日までの経過措置とされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。

4. 生活介護・施設入所支援・短期入所

(1) 生活介護

(人員配置体制加算の適正化)

- 人員配置体制加算は、前回改定において生活介護の基本報酬を平均障害程度区分に基づく評価体系から利用者個人の障害程度区分に基づく評価体系へと改めた際に、手厚い配置を行う事業所を評価するために創設された。基本報酬や人員配置体制加算の水準については、大半の事業所において報酬改定前の報酬水準を下回らないような単位設定とされたが、併せて報酬改定後の影響について検証を行うこととされていたところ。
- 前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていること

を踏まえ、旧体系サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。

(大規模事業所の基本報酬の適正化)

- 定員81人以上の大規模事業所について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、基本報酬の見直しを行う。

(サービス利用時間に応じた基本報酬の設定)

- 日額払いの基本的考え方は維持しつつも、利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、通所による利用者に関し、8時間を超える利用を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から基本報酬の見直しを行う。

(2) 施設入所支援

(夜間支援体制の評価の充実)

- 夜間の職員体制について、生活介護の人員配置体制加算の見直しにより、夜勤職員等の体制が手薄にならないよう、夜勤職員配置体制加算の単位を引き上げる。

(矯正施設から退所した利用者等への支援の充実)

- 矯正施設から退所した利用者等への支援の充実を図る観点から、地域生活移行個別支援加算の算定要件を緩和する。

(経口移行加算・経口維持加算の算定要件の緩和等)

- 入所者に対する経口移行・経口維持の支援を促進する観点から、現行の経口移行加算・経口維持加算の算定要件の緩和等を行う。

(栄養マネジメント加算の算定要件の経過措置の延長)

- 平成24年3月31日までの経過措置とされている栄養マネジメント加算の管理栄養士配置要件の経過措置を、平成27年3月31日まで延長する。なお、障害児入所支援においても同様の措置を講ずる。

(報酬請求事務の簡素化のための加算の整理)

- 報酬請求事務の簡素化を図る観点から、土日等日中支援加算及び栄養士配置加算を基本報酬に組み込むとともに、いずれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。

(3) 短期入所

(単独型事業所の評価の充実)

- 短期入所サービスの提供基盤の充実を図る観点から、障害者支援施設等の入所施設以外の事業所（いわゆる単独型事業所）によるサービスについて、経営実態調査の結果等を踏まえ、現行の加算単位を引き上げる。

(医療型短期入所の評価の充実)

- 医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供体制の整備を促進する観点から、医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医学的管理や療養上必要な措置を評価する加算を創設する。

(空床確保・緊急時の受入れの評価)

- 短期入所サービスにおける緊急時の円滑な受入れを促進させる観点から、空床確保や緊急時の受入れを評価する加算を創設する。

(医療型短期入所における夜間のみのニーズへの対応)

- 医療型短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分を創設する。

5. 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）・自立訓練

(1) 共同生活援助（グループホーム）

(夜間支援体制の評価)

- 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

(通勤者の生活支援の評価)

- 一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、

宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活援助（グループホーム）も算定対象とする。

(2) 共同生活介護（ケアホーム）

（夜間支援体制の評価）

- 夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評価する加算を創設する。

（通勤者の生活支援の評価）

- 一般就労する利用者を支援する事業所を適切に評価する観点から、現在、宿泊型自立訓練のみ算定できる通勤者生活支援加算について、共同生活介護（ケアホーム）も算定対象とする。

（事業所の規模に応じた評価の適正化）

- 定員21人以上の事業所のうち一体的な運営が行われている共同生活住居について、経営実態調査の定員規模別の収支差率の状況等を踏まえ、スケール・メリットを考慮しつつ、評価を適正化する。

(3) 自立訓練（生活訓練）

（看護職員の配置の評価）

- 健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職を配置している事業所を評価する加算を創設する。

（短期滞在加算の廃止）

- 継続して居室の提供を受けていた者が利用している場合の短期滞在加算の算定については、その利用実態等を踏まえ、廃止する。

【宿泊型自立訓練】

（夜間支援体制の評価）

- 夜間及び深夜の時間帯において、防災体制や利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合を評

価する加算を創設する。

(看護職員の配置の評価)

- 健康上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職を配置している事業所を評価する加算を創設する。

(長期間の支援が必要な利用者に対する評価の見直し)

- 長期間入院していた者など長期間の支援が必要な利用者に係る報酬単位について、その支援の実態等を踏まえ、利用開始から3年間は一定とする。

(通勤者生活支援加算の算定要件の緩和)

- 一般の事業所に雇用されている利用者に対する支援をより拡充する観点から、利用者の勤労実態等を踏まえた上で、現行の通勤者生活支援加算の算定要件を緩和する。

6. 就労系サービス

(1) 就労移行支援

(一般就労への定着支援の強化)

- 一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。

(一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化)

- 就労移行支援の本来の目的である一般就労への移行実績がない事業所が数多く存在するという実態を踏まえ、改善を促す観点から、一定の見直しを行う。

(職場実習等の評価)

- 職場実習等は一般就労へ向け効果が高いことを踏まえ、支援期間中に原則としてすべての利用者に職場実習等を実施していると認められる事業所について、報酬上評価する。

(2) 就労継続支援A型

(重度者支援体制加算の算定要件の見直し)

- 重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%の算定要件を緩和した区分を設ける。

(短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化)

- 雇用契約を結んでいる利用者のうち短時間の利用者の占める割合が高い事業所が相当数あるという実態を踏まえ、基本報酬を見直す。

(3) 就労継続支援B型

(重度者支援体制加算の算定要件の見直し)

- 重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%の算定要件を緩和した区分を設ける。

(目標工賃達成加算の拡充)

- 工賃向上に向けたより積極的な事業実施を促すため、工賃向上のための非常勤職員配置や営業活動等を可能とする程度に、目標工賃達成加算の加算単位を引き上げる。

7. 障害児支援（含：18歳以上の障害児施設利用・入所者への対応）

(1) 障害児通所支援

(共通的事項)

- 現行の障害児通園施設や児童デイサービス事業所が新体系に円滑に移行できるよう、現行の水準を基本に報酬を設定する。
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、障害特性へのきめ細かな配慮を行いつつ様々な障害を受け入れることができるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に、報酬上評価する。
- 現行の障害福祉サービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3年間で段階的に配置し、管理者などとの兼務も可能としていることから、報酬については別途専任で配置した場合に加算する。

- 個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、8時間を超える利用を評価する一方で、短時間しか開所していない場合については、公費の効率性や公平性の観点から、基本報酬の見直しを行う。

(児童発達支援（主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合）)

- 重症心身障害児（者）通園事業からの円滑な移行と、重症心身障害児（者）への適切な支援を提供する観点から、通常の児童発達支援とは別に、主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の人員基準等を設けるとともに、生活介護等の障害福祉サービスと一体的に実施できるようにすることとしており、生活介護を含む報酬単位については、現行の補助単価を踏まえて設定する。
- 当該事業の実施に当たっては、現行の通園事業の小規模な実態に配慮し、通常の児童発達支援が定員10人以上であるのに対して、定員5人以上で可とすることとしていることから、小規模な利用に応じた定員5人ごとの報酬区分を設ける。
- 現行の重症心身障害児（者）通園事業は、補助対象となる規模等の要件を定め、事業の安定的な運営ができるように、一定額の補助を行ってきたが、一方で定員超過が認められていないなど弾力的な運用が困難な仕組みとなっていたことから、報酬の設定に当たっては、サービスの利用実態を踏まえて、1日当たりの報酬を設定するとともに、一定の範囲内で定員を超えて利用者を受け入れることを可能とするなど、日払いの利点を活かせるようにする。

(放課後等デイサービス)

- 放課後デイサービスについては、放課後と夏休み等の学校の休業日では、通常、サービスの提供時間が異なることから、現行の児童デイサービスⅠ型及びⅡ型の水準を基本に、放課後や学校の休業日の場合の利用実態を踏まえ、報酬を設定する。
- 学校と自宅の通学は、通学バスの運行や就学奨励費の対象となるなど、教育の責任により実施することが基本であるが、学校と事業所間の送迎については、特に定めがなく、双方の取り決めの中で実施されてきたところであるが、放課後等デイサービスが創設され、放課後等の支援に重点化されたことを踏まえ、この取扱いを明確にすることとし、一定の条件の下で、学校と事業所との間の送迎を行った場合を報酬上評価する。

(保育所等訪問支援)

- 保育所等訪問支援については、訪問支援の内容が直接支援だけでなく、訪問先施設のスタッフに対する技術的指導の要素も大きいことや、集団適応の状況等に応じ所要時間が特定できないこと等の特徴があることから、1回当たりの支援に係る費用を報酬上評価する仕組みとする。報酬単位は、訪問支援員の人件費（賃金）と訪問先までの旅費について、一般の国庫補助事業で使用している単価や自治体における他の訪問による事業の実態を参考に設定する。
- 利用者1人に対して訪問する実施形態を想定しているため、同一日に複数の障害児に訪問支援を提供する場合には、1日に支援した人数に応じて基本報酬を設定する。

(2) 障害児入所支援

(共通的事項)

- 現行の障害児入所施設が新体系に円滑に移行できるよう、現行の水準を基本に報酬を設定する。
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の趣旨等を踏まえ、従来の障害種別の施設と同等の支援の水準を確保しつつ、また、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別に応じた報酬を設定する。
- 現行の障害福祉サービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者として障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者については、3年間で段階的に配置し、管理者などとの兼務も可能としていることから、報酬については別途専任で配置した場合に加算する。
- 児童養護施設で実践している取組を踏まえ、虐待を受けた児童への支援方法に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアについて、報酬上評価する。
- 18歳以上の障害児施設入所者は、平成24年4月1日以降も引き続き必要なサービスが受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業者指定に当たっての特例措置を設けることとしている。この特例措置の対象となる障害福祉サービスの指定基準を満たさない場合の

報酬については、一定期間、現行の障害福祉サービスの報酬を適用せず、現行の障害児施設の報酬単位との関係を踏まえて設定する。

- 報酬請求事務の簡素化を図る観点から、入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。

(3) 療養介護

(重症心身障害児施設から療養介護への移行に当たっての経過措置)

- 18歳以上の重症心身障害児施設入所者に対する障害福祉サービスとして想定される療養介護の報酬体系は、障害程度区分の判定や人員体制、定員規模によって報酬単位が細かく設定されているが、現行の重症心身障害児施設の報酬単位は、原則、一律のものとなっていることを踏まえ、以下の経過措置を講ずる。
 - ・ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の附則に基づき、移行に当たり本人が申し出ることによって障害程度区分判定等を省略して支給決定することとされていることを踏まえ、療養介護の報酬の適用に当たっては、障害程度区分の要件は考慮せず、人員体制のみを基準としてサービス費区分を適用する。
 - ・ 重症心身障害児施設においては、施設の状態に応じた人員配置がなされている実態があることを踏まえ、療養介護のサービス費区分（Ⅰ）（2：1以上）及び区分（Ⅱ）（3：1以上）について、さらにきめ細かく人員体制を評価し、該当する場合には加算する。
 - ・ なお、これらの経過措置として適用する報酬単位には、障害程度区分の要件は考慮されていないことを踏まえ、現行の重症心身障害児施設の報酬単位を上限とする。
 - ・ これ以外の人員体制が薄い施設の場合にはその体制に応じたサービス費が算定されることとなるが、療養介護への移行に伴い収入が大きく変動することを緩和し、人員体制を手厚くする等の対応を行うための経過期間を設ける観点から、一定の配慮をした報酬単位数を平成24年中に限り算定できることとする。
 - ・ また、各事業所の判断で柔軟な事業運営ができるよう、療養介護のサービス費区分の適用に当たっては、施設単位か病棟単位かを選択できるようにする。なお、病棟単位とする場合にあっては、定員区分の判定は施設単位で行う。

第3 終わりに

- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に本検討チームを設置し、有識者の参画を得て、公開の場で検討を行った。障害福祉サービス等に係る報酬については、障害福祉行政を所掌する厚生労働大臣が責任を持って定める仕組みとされているが、その費用の大部分が国民の税金により賄われていることを踏まえると、国民の理解が得られるよう引き続きその設定に当たっては、客観性・透明性の確保が求められている。このため、今回の改定が企図した効果を上げているかどうかについて、客観的なデータに基づく検証を行って、これを次回改定の検討に活かしていくなど、不断の取組が重要である。